

お知らせ

原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置 令和7年度延長・証明書更新に向けた準備について

1. はじめに

- ◆本無料措置の証明書については、毎年度、更新することとなりました。
そのため、**現在お持ちの証明書は、令和7年4月1日以降、使用できなくなります。**
- ◆期間の延長につきましては、国会での予算案承認が前提となりますが、**本無料措置の証明書をお持ちの方のうち、令和7年度も利用資格がある方は、証明書の更新手続きが必要**となりますので、次のページの「2. 令和7年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ」に沿ってご対応をお願いします。
- ※**国会での承認が得られない場合、本制度が延長されない可能性もあります**ので、ご了承ください。（延長が決定された場合に、速やかに新証明書を発行するための事前手続きとなりますので、ご協力をお願いします。）
- ※避難終了など、**証明書の継続使用を希望しない場合は、その旨記入した確認書をご返送**ください。

2. 令和7年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ

ステップ1：福島市にて利用者の皆様の令和7年度の利用資格の確認

- 福島市において、利用者の皆様の**令和7年度の利用資格**※1を確認します。

※1 利用資格

- ・二重生活をしていること（原発事故により母子（父子）が県外等に自主避難し、父親等（母親等）が対象地域に居住し、離ればなれに生活していること）
（対象地域：福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）または宮城県丸森町）
- ・避難する子どもの年齢が18歳以下であること

- 利用者の皆様は、**確認書**と**下記書類（①、②）**を返信用封筒にて、福島市宛ご郵送ください。

①申請者（父親等）の住所確認書類

福島市に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が一致している方は提出不要です。

一致していない方は以下の書面のいずれか1つをご提出ください。

- ア) 賃貸契約書等の写し
- イ) 同居証明書
（親類宅等にお住いの場合）
- ウ) 公共料金請求書の写し
（電気、水道、ガス、携帯電話等）

②避難者（母子等）の避難先の住所確認書類

(A)または(B)をご提出ください。

- (A) **避難先における住民票の写し**又は**住民票記載事項証明書**
（入居者全員の氏名が記載されているもの）
- (B) 避難先へ住民票を移していない場合は、**(i) と (ii) をどちらも**ご提出ください。

(i)	<u>ア～エのいずれかの書面</u> ア) 応急仮設住宅使用許可証・貸与許可証等の写し イ) 賃貸契約書等の写し ウ) 同居証明書（親類宅等に避難している場合） エ) 公共料金請求書の写し （電気、水道、ガス、携帯電話等）
(ii)	<u>居住者全員のオまたはカの書面</u> オ) 就労申告書 カ) 就園・就学申告書



ステップ2：証明書の更新（新証明書の発行、既存証明書の破棄）

▶上記利用資格を満たす方々

福島市より、順次、**令和7年度用の新しい証明書**を発行の上、郵送します。
お手元の令和6年度用証明書については、破棄をお願いします。

▶上記利用資格を満たさない方々

福島市より、順次、令和7年度以降は**本無料措置**をご利用いただけない旨の**通知**を郵送します。
お手元の令和6年度用証明書については、破棄をお願いします。



**令和7年
3月31日まで**

ステップ3：新証明書への切替完了

※現在お持ちの証明書は、令和7年4月1日以降、使用できなくなりますのでご注意ください。

お問合せ先

福島市生活課安全安心・避難者支援係

（電話番号）024-525-3787

（メールアドレス）seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp